

魚津市選挙管理委員会告示第27号

魚津市議会議員選挙における当選の効力に関する異議の申出に
対する決定について

富山県魚津市吉島394番地15 松倉 勇 が平成28年5月2日に提起した
平成28年4月17日執行の魚津市議会議員選挙における当選の効力に関する異
議の申出について、当委員会は、次のとおり決定したので、公職選挙法（昭
和25年法律第100号）第215条の規定により告示する。

平成28年6月10日

魚津市選挙管理委員会
委員長 濱多 等



決定書

異議申出人 富山県魚津市吉島394番地15
松倉 勇

異議申出人が平成28年5月2日に提起した平成28年4月17日執行の魚津市議会議員選挙における当選の効力に関する異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定する。

主文

本件異議申出を棄却する。

異議申出の趣旨及び理由

1 異議申出の趣旨

異議申出人（以下「申出人」という。）は、平成28年4月17日執行の魚津市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選人濱住博之（以下「本件当選人」という。）の当選を無効とする、との決定を求める、というものである。

2 異議申出の理由

申出人は、本件当選人は、滑川市中野島1938番地25より魚津市諏訪町6番8号に住所を移転しているが、本件選挙告示日前3か月の生活実態及び居住期間を満たしていないことから、本件当選人は本件選挙の被選挙権を有せず、その当選は無効であると主張している。

その理由は、次のとおりである。

- (1) 本件当選人は、2月27日の新聞報道で自民党推薦の記事が掲載されたため、急遽本件当選人のみが魚津市において生活を始めたと思われること。
- (2) 本件当選人の前住所地である滑川市中野島町内会の平成28年1月作成の町内会名簿に、本件当選人が住民として掲載されていること。
- (3) 写真に記録されているとおり、平成28年2月27日に本件当選人の娘夫婦と孫2人が魚津市諏訪町6番8号の家屋の電力計に何らかの操作

をしており、またこれから家の中に搬入しようとしているポリバケツとゴミ袋がうかがえる。

(4) 写真に記録されているとおり、平成28年2月27日の台所の窓には何も並んでいないが、その後の日の経過とともにコップなど並び始めている。以上のことからこの時期までは生活の実態がなかったものとうかがえる。

(5) また平成28年2月27日以前までは、魚津市諏訪町6番8号に住まいしていなかったという近隣住民の証言が多数ある。

争点

本件当選人が、本件選挙の被選挙権を有していたか。

(1) 市町村の議会の議員の被選挙権は、当該議員の選挙権を有する者で年齢満25年以上の者が有するものとされ（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第10条第1項第5号）、市町村の議会の議員の選挙権は、日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者が有するものとされる。（公職選挙法第9条第2項）

以上のことから本件選挙の被選挙権は、日本国民である年齢満25年以上の者であり、かつ、引き続き3か月以上魚津市の区域内に住所を有する者が有することになる。

(2) この点選挙権及び被選挙権の基準となる「引き続き3箇月以上」の期間の算定に当たっては、どの時点で「引き続き3箇月以上」経過していればよいか問題となる。これは選挙の期日を基準として算定することとされる。そして3箇月の期間計算については、民法（明治29年法律第89号）に規定する期間計算の一般原則に基づくところ、住所を有するに至った日の翌日から起算し、3か月目の応当日の前日に3か月に達することとなり、この「前日」は経過することを要しないと解される。

したがって、本件選挙における「引き続き3箇月以上」の期間は、選挙期日である平成28年4月17日を基準とするから、平成28年1月17日から算定されることになる。

(3) そうすると、本件当選人が日本国民であること及び年齢満25年以上であることは明らかであるから、結局本件当選人が本件選挙の被選挙権を有していたか、とは、本件当選人が平成28年1月17日以前から4月17日まで引き続き魚津市の区域内に住所を有していたか、という問題になる。

決定の理由

当委員会では、この異議申出についてその要件を審理した結果、適法な異議申出であると認めたので、これを受理し、審理にあたっては、申出人をはじめとする関係者に証拠書類等の提出を求め、関係者からの聞き取りを行った。

また本件当選人に対しては、公職選挙法第216条第1項が準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第2項の規定により本件異議申出への参加を求めるとともに、意見書及び証拠書類等の提出を求めた。さらに本件当選人に対しては参加人としての質問を行うことでその主張を明らかにする等、慎重に審理した。

1 住所認定についての解釈

(1) 住所とは

①そもそも被選挙権の要件を判定する際の住所とは何を指すか。被選挙権の要件である住所と選挙権の要件である住所とは同一であるから、選挙権の要件である住所が何を指すかが問題となる。

②選挙権の要件である住所とは、民法にいう「各人の生活の本拠」（民法第22条）を指すとされるところ、具体的には「公職選挙法及び地方自治法が住所を選挙権の要件としているのは、一定期間、一の地方公共団体の区域内に住所を持つ者に対し当該地方公共団体の政治に参加する権利を与えるためであつて、その趣旨から考えても、選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもつとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもつてその者の住所と解す」るものとされる。

③この点、住所とはその人の私生活の本拠、事業生活の本拠その他の生活の本拠であるといえる場所に複数持つことができるとの主張も成り立ちうるが、これについては「一人で二ヶ所に住所を有することができるものと解すれば同一人が二ヶ町村で選挙権を行使し或は同一町村で二つの選挙権を行使しうる結果となり、かゝる結果は町村制の認めないところであつて、選挙に関しては住所は一人につき一ヶ所に限定されるものと解すべき」であるから、少なくとも選挙権の要件としての住所は一人につき一ヶ所とされる。

④したがって、選挙権の要件たる住所とは、

「その人の生活にもつとも関係の深い一般的な生活、全生活の中心である特定の場所」を指すことになる。

(2) 住所認定の基準

①このような選挙権の要件たる住所は、いかなる基準で認定されるか。

公職選挙法には、選挙権の要件たる住所認定をいかなる基準で行なうかの規定がないことから問題となる。

②そもそも住所を認定する基準としては、当該場所が客観的にみて当該人の生活の本拠たる実態を備えているとの客観性に着目するもの、当該人が当該場所に住所を置く意思を有しているとの主観性に着目するものの2種類の基準が考えられる。

③この点選挙権の要件たる住所は、特定人と特定の場所との結合関係を前提に、当該人に対し選挙権を付与する等の一定の法律効果を付与するものである。このような住所を居住者の主観性のみによって認定するならば、誰がどこに住所を置くかは居住者の意思によって判断されることになり、選挙に関する法的安定性を欠くことになる。

④そうすると、選挙権の要件たる住所は、客観的に生活の本拠たる実態を備えているか否かにより決することとなり、居住者の主観性はその判断のための一つの資料として考慮すべきものとして取り扱うべきである。

(3) 客観的に生活の本拠たる実態を備えているかの判断基準

①このように選挙権の要件たる住所は、生活の本拠たる実態を客観的に備えているか否かにより判断されることになるが、これは特段の事情がない限り、当該者が当該地において現に起臥していたか否かによって判断することになる。

②この場合において、当該者が当該地において現に起臥していたか否かを客観的に証明することは困難があるため、主に光熱水等の使用状況、家族の状況、近隣・勤務先等との関係、関係者の主張等をもとに、当該者が当該地において現に起臥していたことを推認することとなる。

③以上の観点から、本件当選人が、平成28年1月17日以前から平成28年4月17日までの間、引き続き魚津市諏訪町6番8号において現に起臥していたかについて判断する。

2 当委員会が認定した事実等

当委員会が職権で収集した証拠書類等及び本件当選人が提出した証拠書類等からは、次の事実が認められる。

①本件当選人は、平成28年1月4日に滑川市中野島1938番地25（以下「前住所地」という。）から魚津市諏訪町6番8号（以下「現住所地」という。）に転出する旨を滑川市長に届け出た。

②本件当選人は、平成28年1月5日に前住所地から現住所地に転入した旨を魚津市長に届け出た。

③本件当選人に関する前住所地及び現住所地における電気及び水道の利

用状況は次のとおりである。

ア 現住所地における電気の使用状況

平成28年5月13日時点において、本件当選人名義での電気需給契約に関する情報はなかった。

イ 前住所地における電気の使用状況

使用者は本件当選人であり、使用状況は次の表のとおりであった。

月別	使用量
2015年12月	1,383kWh
2016年1月	1,041kWh
2016年2月	1,326kWh
2016年3月	1,033kWh
2016年4月	261kWh

ウ 現住所地における上水道の使用状況

平成28年2月25日に本件当選人の兄である濱住尚喜氏から給水装置使用開始について魚津市長に届け出があり、同26日から使用が開始された。

その後同29日に、本件当選人を使用者とする届出が魚津市長にあった。

平成28年2月26日から平成28年4月2日までの使用水量は、11立米であった。

なお当該使用に係る給水装置は、平成23年2月3日に使用を停止した後本件使用開始届出まで使用されていなかった。

エ 前住所地における上水道の使用状況

使用者は本件当選人であり、使用状況は次の表のとおりであった。

月別	使用量
平成27年12月10日検針分	18立米
平成28年1月11日検針分	18立米
平成28年2月10日検針分	15立米
平成28年3月11日検針分	12立米
平成28年4月11日検針分	7立米
平成28年5月10日検針分	8立米

オ 現住所地における公共下水道における水道水以外の水の排除状況

平成28年5月13日時点において、本件当選人が使用する下水道につ

いて水道水以外の水を排除することに関する届出等は、魚津市長に対して為されていなかった。

④本件当選人の配偶者である濱住陽子は、平成28年3月18日に前住所地から現住所地に転入した旨を、同23日に魚津市長に届け出た。

⑤本件当選人は、平成27年12月から平成28年5月までの間、引き続き魚津漁業協同組合の職員ないし役員として勤務していた。

⑥本件当選人は、平成28年1月5日に勤務先である魚津漁業協同組合に対し住所変更を理由とした通勤手当支給変更申請を行い、平成28年1月分の給料・手当から通勤手当が支給されなくなった。

3 本件当選人が提出した意見書及び証拠書類等による本件当選人の主張は、次のとおりである。

(1) 現住所地への居住の経緯

①本件当選人は、平成27年末頃から本件選挙に立候補することを決意し、平成27年12月下旬から準備に入った。

②本件当選人は、地方議会の議員の被選挙権に関する公職選挙法第10条及び第9条の規定を知り、被選挙権を得るためには生活の実態の移転を伴うことを熟知していたため、自らの生家に転入することとした。

③生家を現住所地とした理由は、生家であること、生家には家財を含めた生活基盤がほとんど整っていたため新たに多くの出費をせずに十分に生活を始めることができること及び勤務先に近く通勤に便利であったことによる。

④生家の土地建物については相続登記がなされておらず、登記上の所有者は亡くなった実母が、管理は実兄が行っていた。

⑤本件当選人は、平成27年12月25日に、生家の土地建物を管理していた実兄に平成28年1月から生家の土地建物を使用することを伝え、生家での生活を始める具体的な準備に入った。

⑥生家の土地建物は、今後本件当選人が生活の拠点として使用することとなるので、将来的には本件当選人の名義に変更することで話合いを進めることとなっていた。

⑦本件当選人は、平成27年12月26日に、勤務先である魚津漁業協同組合の組合長に本件選挙に立候補する予定であることを伝えた。

⑧本件当選人は、現住所への居住の開始にあたっては、当面本人のみが移転することとし、本件当選人の妻は準備が整い次第移転することとした。これは本件当選人の妻が、前住所地の隣に居住する共働きの娘夫婦の子供2人の面倒をみる必要があり、また自らが飼育する2匹の犬を急

に新住所地につれてくるのが困難だったからである。

⑨本件当選人は、朝早くから勤務していることからこれまでも朝食は外食で済ませており、本件当選人の妻は、本件当選人の勤務先でアルバイトをしていることから、勤務先にて洗濯済みの衣類や昼食の弁当を受け取っていた。また夕食についても外食で済ませていた。

(2) 現住所地にて宿泊していること

①本件当選人は、平成28年1月4日以前においては現住所地において宿泊することはなかったが、5日以降、1月は13回、2月は23回現住所地において宿泊した。

②1月・2月については、出張等で市外での宿泊の必要があったことや、土曜日などの休日には前住所地に宿泊することがあったため、このような宿泊日数となった。

(3) 勤務先が居住地付近であること。

①本件当選人の勤務先と前住所地との間の距離は約8キロメートルあったが、現住所地との間の距離は300メートル程度にであり、本件当選人にとっては現住所地での居住は都合がよかった。

②本件当選人の勤務時間は午前6時から午後7時までであるが、タイムカードの押印前後に施設の見回り等の作業を行っているため、タイムカードにより把握される時間より勤務時間は長い。

③本件当選人は、午前4時30分頃には起床し、午前5時には出社し、午後7時頃勤務が終了すると夕食を外食で済ませ、銭湯での入浴後午後9時頃就寝するとの生活を送っており、職場での拘束時間が長いことから、現住所地を住所とすることに十分な合理性・利便性がある。

(4) 水道の利用状況について

①水道の開栓日は、平成28年2月26日である。

②本件当選人は、現住所地への移転の当初は、現住所地を専ら宿泊のための場所として使用していた。

③現住所地には風呂やシャワーのための設備は無いため、本件当選人は、専ら銭湯又は勤務先のシャワー施設を利用していた。

④本件当選人は、本件当選人の妻が移転してくるまでの間、自炊を行うことはほとんどなかった。

⑤本件当選人は、基本的に勤務先でトイレをすましており、現住所のトイレを利用することはほとんどなかった。

⑥現住所地付近には誰でも使用できる湧き水があることから、本件当選人は、給水用のタンクを複数用意して緊急時のトイレ使用及び手洗いに使用した。

⑦本件当選人は、コンビニエンスストア等で購入するミネラルウォーター

一を飲料水として使用した。

⑧以上のことから本件当選人は、移転に併せて上水道の開栓を行う必要性が乏しく、又開栓により生じる下水道料金を節約するために、上水道の開栓を現住所地への移転より遅らせたものである。

⑨なお、本件当選人が現住所地に移転したことにより、前住所地における上下水道利用量は減少している。

⑩現住所地での上下水道の使用状況は、次の表のとおりであった。

月別	料金
平成28年4月分（2月26日～4月2日まで）	3,740円

⑪前住所地での上下水道の使用状況は、次の表のとおりであった。

月別	料金
平成27年11月分（11月12日から12月11日まで）	4,801円
平成27年12月分（12月12日から1月11日まで）	4,801円
平成28年1月分（1月12日から2月10日まで）	3,892円
平成28年2月分（2月11日から3月11日まで）	3,034円
平成28年3月分（3月12日から4月11日まで）	1,910円

(5) 電気の利用状況について

①現住所地における電気の利用契約は、以前から本件当選人の実兄名義でなされているところ、平成28年1月以降は、本件当選人が実費分を実兄に支払っている。

②本件当選人は、現住所地への移転の当初は、現住所地を専ら宿泊のための場所として使用し、炊事等も行わず家電製品の使用もなかった（本件当選人は、暖房として石油ストーブを使用し、エアコンは使っていなかった。）ため、照明以外に電力消費がなかったこと及び1月・2月については特に職務上外泊が多かったこと等の事情から、これらの月の電気の使用量は非常に少ないものであった。

③本件当選人は、現住所地への移転当初は現住所地を日常的な宿泊場所として位置づけていたため、8畳1間の寝室において必要となるLEDランプのみを使用していた。

④本件当選人は、勤務時間の関係上朝早く出勤し、帰宅後はすぐ就寝する等電気利用量の節約に配慮していた。

⑤その後現住所地は事務所を兼ね、又本件当選人の妻も移転したことにより電気の利用量は増加している。

⑥現住所地での電気の使用状況は、次の表のとおりであった。

月別	料金
平成28年2月分（1月6日～2月3日まで）	302円

平成28年3月分（2月4日～3月3日まで）	1,120円
平成28年4月分（3月4日～4月4日まで）	4,213円
平成28年5月分（4月5日～5月8日まで）	5,598円

⑦前住所地での電気の使用状況は、次の表のとおりであった。

月別	料金
平成27年11月分（10月21日～11月22日まで）	7,999円
平成27年12月分（11月23日～12月24日まで）	17,488円
平成28年1月分（12月25日～1月27日まで）	17,152円
平成28年2月分（1月28日～2月25日まで）	16,962円
平成28年3月分（2月26日～3月28日まで）	12,839円
平成28年4月分（3月29日～4月30日まで）	5,238円

⑧前住所地での電気の契約者は本件当選人であった。

⑨前住所地では、平成27年12月使用分から平成28年3月上旬まで蓄熱暖房を使用していた。

(6) ガスの利用状況について

①現住所地には風呂の設備はなく、本件当選人は自炊を行っていなかったことから、本件当選人の移転の当初から使用する必要性がなかった。

②本件当選人は、現住所地が後援会事務所を兼ねた段階で契約を締結した。

③現住所地でのガスの使用状況は、次の表のとおりであった。

月別	使用量
平成28年4月分（2月23日～4月13日まで）	11.1立米
平成28年5月分（4月13日～5月10日まで）	7.6立米

④前住所地は電化住宅のためガスは使用していなかった。

(7) ガス・水道等の利用が転居後となった理由

①本件当選人は、現住所地において自炊は行わないこと、銭湯を使用すること、近所の湧水を利用することができることから、今後の選挙のための資金の必要性を考慮してできるだけ水道光熱費を節約しようと考え、必要性が生じるまでの間はガス及び水道の契約を締結しなかった。

(8) 近隣住民が本件当選人の居住を目撃していること

①平成28年1月5日以降本件当選人が現住所に居住していることは、近隣住民も目撃している。

②本件当選人は、現住所地に移転後すぐに町内会にへ挨拶を行い、町内会費を支払い、すぐにごみボックス清掃月当番を割り当てられている。

③本件当選人は、前住所地の町内会に対して、平成28年1月5日をもっ

て現住所地に移転する旨の挨拶を行っている。

(9) 銭湯の日常的利用

①現住所地には風呂の設備がないことから、本件当選人は日常的に銭湯を利用しており、当該銭湯の従業員も本件当選人がしばしば来店していたことを記憶している。

4 当委員会の判断

以上の事実等を踏まえて、本件当選人が平成28年1月17日以前から平成28年4月17日までの間、引き続き現住所において現に起臥していたかについて、判断する。

(1) 一般に人が客観的に生活の本拠といえる場所で現に起臥するためには、そもそも当該場所で日常生活を営むに足る必要最低限の行為を行うことができなければならない、この必要最低限の行為には睡眠、食事、洗濯、風呂といったものが含まれる。そのため、これらの行為を行うためには当該場所において水道及び電気が、又場合によってはガス等の利用を行うことが当然想定されるところ、これらを使用することなくして当該場所において現に起臥していたと認定するためには、これらを使用しなくとも日常生活を営むことができたという特別な事情が存在する必要がある。

そこで本件当選人について、順次検討する。

①上水道について

本件当選人は、平成28年2月26日に至るまで現住所地において上水道が使用できない状態であった。そのため本件当選人が主張する現住所地への移転の日から50日程度、引き続き上水道を使用することができない状況にあったことになる。

一般に人が生きる上で水は欠くことができないばかりか、風呂・トイレといった衛生面からも、現住所地においてこの間全く水を使用しなかったとするなら、そもそも現住所が生活の本拠であると認めるべきではない。

一方本件当選人の主張によれば、この期間について①飲料水についてはミネラルウォーターを購入していたこと、②自炊はしていなかったこと、③雑用水は近隣の自由に使用できる湧水を給水用のタンクに汲んで使用していたこと、④トイレについては基本的には勤務先ですませていたこと、⑤現住所地に風呂・シャワーの設備がないことから銭湯又は勤務先のシャワーを使用していたこととされている。

この点飲料水については、確かに飲料水を購入することのみで賄うこ

とは可能であり、また考え得る方法である。次に現住所地を含む魚津市諏訪町地内では、本件当選人の主張のとおり一般に使用することが可能な湧水があることから、当該湧水を雑用水用に使用することも可能であった。次に本件当選人の勤務先は、現住所地から300メートル程度しか離れていないことから、本件当選人が出勤後・帰宅前に勤務先においてトイレを済ませていたということも、論理的には可能であると考えられる。最後に現住所地に風呂等の設備がないため、本件当選人が銭湯等を利用していただということも、近隣に銭湯が所在し、又勤務先が間近である本件当選人にとっては、可能な方法であったといえる。

なお本件当選人は、現住所地において洗濯を行うことなく、日中に職場で顔を合わせる妻から洗濯物を受け取っていたことを通じて、前住所地において洗濯を行っていたことが推測される。この点洗濯を前住所地で行っていたことは、本件当選人が現住所地において日常生活を営むことができなかつたことを推認する事情ではあるが、本件当選人のように勤務時には勤務先において妻と顔を合わせる機会があるとの事情の下では、前住所地において洗濯を行うことは十分にあり得ると考える。

また前住所地における上下水道の使用量は、平成28年2月検針分・3月検針分において、平成28年1月検針分に比して各3立米の減少となっているところ、本件当選人が主張のとおり1月5日以降現住所地を生活の本拠としていたなら、本来2月検針分において使用水量が大きく減少するべきとも思われる。一方本件当選人は、1月中は5日以降13日間、2月中は6日間前住所地において宿泊した旨主張しているため、これを勘案するなら各月において使用水量が減少することもそれほど不自然ということとはできない。

以上のことから判断すると、本件当選人の主張はやや疑問が残るものではあるが論理的には可能といえるから、本件当選人は上述の種々の手法によって上水道の利用なくして現住所地において日常生活を営むことができたものと認められる。

②電気について

本件当選人は、平成28年1月6日以降現住所地において電気を使用できる状態にあったが、その使用量は本件当選人の主張によれば、平成28年1月6日から2月3日までの間につき302円に相当する量、同2月4日から3月3日までの間につき1,120円に相当する量という極めて少ない量となっている。この点電気の使用量が極めて少ないことは、本件当選人が現住所地において日常生活を営むことができたかかについて判断するにあたり不利な事情であるから、本件当選人のこの主張は信用できる。

一般に人が生活するために電気は必要不可欠というべきであり、その使用量は他自治体等の調査結果によると地域や季節により異なるとされるものの、1世帯につき1か月あたりの平均使用量（通年ベース）では、およそ220kWhから280kWhであるとされこれを一日あたりに換算すると約8.3kWhになる。これに北陸電力による平成28年5月31日までの最も安い料金単価である17.48円を乗じると、1日あたりの使用料金はおよそ145円となる。そうすると本件当選人は、現住所地において、一般に1世帯が1か月あたりに使用する電気に換算して、1月は2日分、2月は7日分程度の電気しか使用していなかったということになり、本件当選人が各月とも半分以上は現住所地で生活していたとの主張に照らし合わせても、本件当選人が現住所地において日常生活を営み得たかについては疑いが残る。

また前住所地における電気の使用量は、12月と2月が約1,300kWh、1月と3月が約1,000kWhとなっており、このような使用量の推移からは本件当選人が現住所地に移転したことに伴う電気の使用量の減少があったと認めることはできない。この点本件当選人は、前住所地においては蓄熱式暖房を使用しており、蓄熱式暖房は本件当選人が引っ越したからといって当然に電気の使用量が減少する性質のものではないとの説明をしていた。

一方本件当選人は、現住所地への移転の当初は現住所地を「日常的な宿泊場所」としてのみ使用しており、その間の家電製品は家屋中の8畳間1室の照明のみ使用し、かつ当該照明はLEDランプを1日あたり1.5時間使用していたこと、1月・2月は職務上外泊が多かったこと、選挙のための資金の必要性を考慮して家計の節約を図っていたこと等を主張している。確かにLEDランプは一般に電球・蛍光灯より消費電力量が少なくおおむね10w程度であることからすると、本件当選人の主張する如く現住所地において宿泊していた日につき1.5時間程度のみ使用していたとするなら、このように極小の電気使用量になることは論理的にあり得る。

この点本件当選人は、現住所地において使用しているLEDランプについて平成27年12月25日後に購入し、当該購入に係るレシート等は保有していない旨陳述しているが、購入したとする時期から今日までの期間を考えると、レシート等が保有されていないことをもって本件当選人がLEDランプを購入しなかったとまで言うことはできない。

また本件当選人は、この期間中も含めて引き続き魚津漁業協同組合の参事等の要職にあり、その勤務時間は、当該漁協から提供を受けた本件当選人のタイムカード等から明かなとおり、早朝から始まっていること

からすると、本件当選人が主張するとおり、現住所地においてこのような短時間のみ照明を使用していたということは、一応想定し得る。

以上のことから判断すると、本件当選人の現住所地における電気使用量は一般家庭のそれに比して著しく少ないことは明らかであり、通常このような電気使用量のもとでは現住所地において日常生活を営むことは不可能であるといえる。一方本件当選人は、自らの電気使用量が僅少であることについて一応の根拠を示して主張しており、この主張に基づけばこのような電気使用量の下で日常生活を営みえることは論理的には可能であった。

③ガスについて

本件当選人は、現住所地において平成28年2月23日までガスが使用できる状況にはなかったが、本件当選人の主張によれば、本件当選人は現住所地において自炊を行わず、かつ、現住所地には風呂・シャワーの設備がないため、そもそもガスを使用する必要はなかったというのである。

また、本件当選人は石油ストーブを暖房器具として使用していたというから、この点でもガスを使用する必要がなかったことがうかがえる。

そうすると本件当選人が主張する事情のもとでは、本件当選人が2月23日までガスを使用する必要がなかったとの主張は是認できるものである。これは、今後ガスを使用することが想定される事情であるところの現住所地が本件当選人に係る後援会事務所を兼ねることとなった2月23日からガスを使用できることにしたとの本件当選人の主張とも符合する。

以上のことから、本件当選人の水道、電気に関する使用状況については不自然な箇所も散見されるものの、総じて本件当選人の主張は論理的に可能なものであり、またガスについては本件当選人の主張が是認できるものである。したがって、本件当選人は、現住所地において日常生活を営むことができ、よって現住所地において現に起臥することができる状況にあったと認めることができる。

(2) 次に本件当選人が現住所地において現に起臥することができる状況にあったとして、実際に本件当選人が現住所地において起臥していたのか。本件当選人の現住所地における生活状況について検討する。

①現住所地における宿泊の頻度について

本件当選人は、1月については5日以降13日間、2月については23日間現住所地において宿泊していたこと、1月・2月職務上の出張により外泊する場合があったこと、週末は前住所地に宿泊することもあったことを主張している。

この現住所地における宿泊の頻度及び出張による外泊については、提出を受けている本件当選人に係る手帳の写しとの整合性もあり、一応は信用できる。また本件当選人は銭湯の日常的な使用を主張しているところ、懇親会等により帰宅が遅くなる場合、すなわち銭湯の営業時間外に帰宅する場合には前住所地において風呂等を済ませる必要があることから、このような場合に前住所地にて宿泊する必要があることも理解できる。

そうすると本件当選人は、1月5日基本的には現住所地において宿泊していたことを認めることができる。

②現住所地への荷物の搬入状況について

本件当選人は、平成28年1月3日に現住所地で生活を開始するために必要となる荷物を搬入した、現住所地には基本的な家財道具が揃っていたため搬入したものは寝具と衣料程度であった、搬入には自分の車だけを使用した旨陳述しているが、これについては特に裏付ける証拠等もこの陳述を否定するに足る証拠もない。

③町内会への加入状況について

本件当選人は、平成28年1月5日に現住所地に移転後すぐに現住所地を包括する諏訪町4区の町内会長へ挨拶を行う等町内会に加入し、また前住所地を包括する藤栄町内会長へ同日をもって移転することを伝えた旨主張しているところ、両町内会の会長より同旨の陳述が得られている。

当委員会が諏訪町4区の町内会長から提供を受けた資料によれば、平成28年1月の諏訪町4区の「ごみボックス掃除月当番」表に本件当選人が割り当てられていることが確認できる。この「ごみボックス掃除月当番」表は作成日が「平成28年1月吉日」とされているため実際の作成日は明らかではないが、平成28年1月の当番を記載していることから、1月の早い段階で作成、配布されたことが推測される。

そうすると本件当選人が現住所地に移転後すぐに諏訪町4区の町内会に加入したとの主張は是認できるとともに、藤栄町町内会へ脱退の挨拶をしたとの主張を否定するに足る証拠はない。

④近隣住民の陳述について

本件当選人より現住所地付近の住民による本件当選人の居住の実態を明らかにする趣旨と思われる陳述の提供を受けているが、いずれも本件当選人を付近で見かけた等の事実であり、本件当選人がいつから現住所地において現に起臥していたかを判断するに足る資料ではない。

⑤郵便局への届出について

本件当選人は、現住所地に移転するにあたり郵便局に住所移転の届を

しなかった旨陳述しているが、前住所地において本件当選人の配偶者が生活していたこと及び本件当選人とその配偶者は勤務先が同一であり勤務日には顔を合わせる事ができていたことからすると、敢えて郵便局への届出を行わなかったとしても不自然とまではいえない。

以上のことを勘案すると本件当選人は、現住所地において1月5日以降は生活を開始していたと判断せざるをえず、結局本件当選人は平成28年1月17日には現住所地において実際に起臥していたことになる。

(3) 次に申出人の主張について、判断する。

① 申出理由(1)について

「本件当選人は、2月27日の新聞報道で自民党推薦の記事が掲載されたため、急遽本件当選人のみが魚津市において生活を始めたと思われる」との申出人の主張について判断する。

本件主張は、単に申出人の憶測を述べるにすぎず、申出人の主張は採用できない。

② 申出理由(2)について

「本件当選人の前住所地である滑川市中野島町内会の平成28年1月作成の町内会名簿に、本件当選人が住民として掲載されている」との申出人の主張について判断する。

異議申出書に添付された「滑川市中野島町内会名簿『平成28年1月中旬旬』配布の写し」によれば、第2班に本件当選人の氏名が記載されていることが確認できる。もっとも「本件名簿の写し」なるものがいかなる町内会の名簿であるかは本件名簿からは明らかではなく、また本件名簿が作成された時期が平成28年1月のいつであるかも本件名簿からは明らかではない。そうすると本件名簿に本件当選人の氏名が掲載されていることは、本件当選人が平成28年1月17日以前から平成28年4月17日までの間、引き続き魚津市諏訪町6番8号において現に起臥していたかを判断するに足る資料になり得ない。

したがって、申出人の主張は採用できない。

③ 申出理由(3)について

「写真に記録されているとおり、平成28年2月27日に本件当選人の娘夫婦と孫2人が魚津市諏訪町6番8号の家屋の電力計に何らかの操作をしており、またこれから家の中のに搬入しようとしているポリバケツとゴミ袋がうかがえる」との申出人の主張について判断する。

異議申出書に添付された証拠写真①によれば、確かに申出人が主張するように男性・女性各1名及び子供2名が電力計に何らかの操作をしているように見えなくもない。しかしこの4名が申出人のいうように本件

当選人の娘夫婦及び孫であったとして、電力計に何らかの操作をし、及びこれから家の中に搬入しようとしているポリバケツとごみ袋がうかがえることから本件当選人が現住所地における居住の実態がなかったことを主張していると思われるが、この写真が本件当選人の現住所地において現に起臥していたかの判断とどのように関係があるかの主張は、申出人からなされていない。

そうすると本件写真が意味するところは、電力計に何かの作業をしているかのように見える男性、それを見ている女性及び2名の子供を撮影したに過ぎず、本件異議申出の審理に直接関係がない。

したがって、申出人の主張は採用できない。

④ 申出理由（4）について

「写真に記録されているとおり、平成28年2月27日の台所の窓には何も並んでいないが、その後の日の経過とともにコップなど並び始めている。」との申出人の主張について判断する。

異議申出書に添付された証拠写真②、③、④によれば、申出人が台所の窓と主張する窓に日毎にコップ等と思われるものが並べられていることが確認できる。このことから申出人は、コップ等の生活用品が台所に並べられたことをもって、本件当選人が平成28年2月27日以降に現住所地において生活を開始したということを主張していると思われるところ、確かにこういった事情は、本件当選人が現住所地において証拠写真の時期に生活を開始したことを推測させる事情ともいえる。一方この事情は、直接に本件当選人が現住所地で生活を開始したことを証明するものではないから、結局のところ、本件主張は、「台所と申出人が主張する窓には、平成28年2月27日には何も並んでいないが、その後の日の経過とともにコップなどが並び始めている。」との主張の限りにおいて採用するものである。

⑤ 申出理由（5）について

「平成28年2月27日以前までは、魚津市諏訪町6番8号に住まいしていなかったという近隣住民の証言が多数ある」との申出人の主張について判断する。

この主張に関して平成28年5月23日付けで申出人より証拠書類等として、近隣住民の証言と称する音声データの提出を受け、当委員会において証拠調べを実施した。本件証拠の内容は申出人が誰かに対して本件当選人の居住状況についてインタビューをする形式の音声であるところ、申出人の主張から考えると本件当選人の近隣住民へのインタビューであると思われるが、音声の中では、そもそも誰が回答しているかが不明であった。

そのため本件音声データは本件当選人の近隣住民による回答であるか否かが不明であるから、本件主張を裏付ける証拠として採用することはできない。

以上のことから、申出人の主張する理由は、申出理由（４）に限り理由があるといえる。

（４）まとめ

以上検討してきたとおり、本件当選人の主張には不自然な箇所も散見されるものの、全体としては一定の根拠を示した主張として是認できるものがあり、本件当選人は平成28年1月17日以前から平成28年4月17日までの間、引き続き現住所において現に起臥していたとすることができる。

この点確かに本件当選人は前住所地と行き来もしており、生活の一定部分を前住所地及び前住所地に居住するその妻に依拠していたことも認められる。しかし本件当選人の生活における比重としては、総じて現住所地におけるものが大きいといわざるを得ず、これを否定するに足る証拠はない。

したがって、本件当選人は平成28年4月17日までの間引き続き3箇月以上魚津市の区域に住所を有していたと認められるから、本件当選人は本件選挙における被選挙権を有していたものである。

5 結論

したがって、本件選挙における本件当選人の当選を無効とする、との決定を求める申出人の主張には理由がないから、公職選挙法第216条第1項が準用する行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

平成28年6月9日

魚津市選挙管理委員会



教示

この決定に不服のある者は、公職選挙法第206条第2項の規定により、この決定書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で富山県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。